

**学びの変革のための1人1台端末実現事業
タブレット端末等購入支援に係る補助金交付要綱**

(趣旨)

第1条 福島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、これまで実践してきた主体的・対話的で深い学びと個人所有の1人1台端末等のICTをベストミックスし、「学びの変革」を図る。

2 「学びの変革」実現のため、県立高等学校に入学する生徒の保護者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(昭和45年福島県規則第118号)及びこの要綱の定めるところにより、新たに端末機器を購入する場合に必要な経費について補助金を交付することで高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 福島県立高等学校学則(昭和33年教育委員会規則3号)第2条に規定する高等学校をいう。
- (2) 生徒 前号に規定する高等学校に入学(転入学及び編入学を含む。)を許可され、卒業及び退学をしていない者をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条で定める保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人))をいう。なお、民法(明治29年法律第89号)第818条第1項で「成年に達しない子は、父母の親権に服する」と規定しており、年齢満18歳以上の生徒は親権に服することがなくなるため、当該生徒が18歳以上の場合は、代行できる者として生徒の父母及び本人を保護者等に含めることとする。
- (4) タブレット端末等 前条の目的のため購入するノート型パーソナルコンピュータやタブレット端末をいう。ただし、推奨機及びこれに準ずる性能を有する端末機器に限る。
- (5) 補助金 学びの変革のための1人1台端末実現事業タブレット端末等購入支援に係る補助金をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 高等学校の生徒の保護者等であること。ただし、保護者等のない生徒又は保護者等による補助金交付に係る手続が難しい場合は、生徒も対象者とする。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯、世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は世帯全員の収入金額から給与控除金額を除いた年間の所得金額の合計が620万円以下の世帯のいずれかに該当すること。

(補助金交付の対象)

第4条 補助金は、前条に規定する交付対象者に対して、次の各号に掲げる要件の全てを満たした場合に交付する。

- (1) 令和4年度以降に高等学校に入学を許可された生徒が使用するためのタブレット端末等の購入を対象とする。なお、生徒の高等学校入学前の準備のための購入も含めることとするが、その期間は生徒が入学を許可される60日前までとする。
- (2) 申請時にタブレット端末等を使用する生徒が高等学校に在籍していること。
- (3) 生徒1人に対して補助金の交付は1回とする。

(補助金交付の金額)

第5条 補助金交付の金額は、購入時の実費金額とするが、申請時における世帯区分に応じ、次の表に定める金額を上限とする。

世帯区分	補助金交付の上限
【要件1】 次の1又は2のいずれかに該当する世帯 1 生活保護法第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯 2 世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（1の場合を除く。）	49,000円
【要件2】 世帯全員の収入金額から給与控除金額を除いた年間の所得金額の合計が620万円以下の世帯	20,000円

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条に規定する申請書は、第1号様式により、第10条第2項による場合は第6号様式により、保護者等が書式に従って記入をしたものを生徒の在学する高等学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。提出期限は、教育委員会が別に定めるものとする。

2 第1号様式に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 前条の表に規定する世帯区分を証明する次の①、②又は③のいずれかの書類
 - ① 生活保護法第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯であることを証明する書類（生活保護受給証明書等）
 - ② 世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明した書類（課税証明書等）
 - ③ 世帯全員の所得金額の合計が620万円以下を証明する書類（所得証明書等）
- (2) タブレット端末等の購入金額を証明する書類
- (3) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (4) 口座振替による支払申出書〔債権者登録（変更）申請書〕（第3号様式）
- (5) 交付された補助金の振込先となる通帳の写し

3 第6号様式に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 前条の表に規定する世帯区分を証明する次の①の書類
 - ① 生活保護法第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯であることを証明する書類（生活保護受給証明書等）
- (2) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (3) 口座振替による支払申出書〔債権者登録（変更）申請書〕（第3号様式）
- (4) 交付された補助金の振込先となる通帳の写し

(交付の決定及び通知)

第7条 教育委員会は、第1号様式により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類により審査し、補助金を交付すべきものを認めるときは、速やかに補助金の交付及び交付の金額の決定を通知する。

2 前項の決定の通知は、第4号様式によるものとする。また、補助金の交付を認めなかった場合は、第5号様式で通知する。

3 第6号様式により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類により審査し、補助金を交付すべきものを認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を通知する。

4 前項の決定の通知は、第8号様式によるものとする。また、補助金の交付を認めなかった場合は、第5号様式で通知する。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、第1号様式により代えるものとする。ただし、概算払を受けたときは、補助事業完了後、第7号様式を申請と同様の手続により提出する。提出期限は、教育委員会が別に定めるものとする。

(補助金の交付)

第10条 教育委員会は、補助金の交付及び交付の金額を決定をしたときは、速やかにその決定金額を申請者に対して交付するものとする。

2 教育委員会は、次の表に該当するときは、概算払により、補助金を交付することができる。

タブレット端末購入に係る補助金について概算払をすることができる場合は、以下の要件1～3を全て満たす場合とする。	
【要件】	
1	推奨機(※)を購入しようとするもの ※ 高等学校における学習用タブレット端末として教育委員会の業務協定先から購入するもの
2	申請時点で生活保護法第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯
3	推奨機購入を申し込む前に第6号様式により、補助金交付申請すること

(決定の取消し)

第11条 教育委員会は、補助金交付の対象者が次の各号のいずれかに掲げる事項に該当した場合には、第7条に規定する交付決定の全部を取り消し又は変更することができる。

(1) 法令又は本要綱に基づく教育委員会の指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(補助金の返還)

第12条 教育委員会は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、当該補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(会計帳簿等の整備)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の金額の確定の日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係るタブレット端末等を教育委員会の承認を得ないで、補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金の交付の趣旨及びタブレット端末等の耐用年数を勘案し、3年を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第1号様式)

学びの変革のための1人1台端末実現事業
タブレット端末等購入支援に係る補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

申請者（保護者等） 氏 名

住 所

電話番号

県立高等学校生徒を対象としたタブレット端末等購入支援に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

記

1 対象生徒

学 校 名	福島県立	高等学校	学 科 名	科
学年・組	第 学年・ 組	生年月日	年 月 日	
生徒氏名				

2 交付申請金額

金 円

3 端末機器の購入方法と購入価格 ※①～③のいずれかに○を記入してください。

○を記入	購入方法	購入日	購入価格（税込）
	①県の専用サイトから推奨機を購入	R . .	円
	②販売店から購入	R . .	円
	③その他（ ）	R . .	円

4 世帯人員の所得金額（世帯人員の全てについて記載すること）

No.	続柄	職業	氏 名	所得金額
1	生徒本人			円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
所得金額の合計 ※この額が620万円以下の世帯が補助対象				円

注1 この様式は、タブレット端末等購入支援に係る補助金の交付を申請する場合に、生徒1人につき1部提出すること。

注2 この様式には次の書類を添付すること。

(1) 要件によって異なるもの

申請する区分 (0を記入)	世帯区分	提出書類
	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯	生活保護受給証明書又はその写し（申請時が受給期間であることがわかるもの）
	世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	（申請時の年度※1）課税証明書又はその写し（学生、乳幼児を除く全員分）
	世帯全員の収入金額から給与控除金額を除いた年間の所得金額の合計が620万円以下の世帯	（申請時の年度※1）所得証明書又はその写し（学生、乳幼児を除く全員分）

※1 申請時の年度分（前年分）

(2) 端末の購入を証明する書類又はその写し（購入したタブレット端末等、販売元、購入日、購入価格（税込）がわかる領収書又は同様の内容を証明できるもの）

(3) 口座振替による支払申出書 [債権者登録(変更)申請書]

(4) 通帳の写し（口座番号、名義等が確認できるもの）

注3 「4 世帯人員の所得金額」については、上記注2(1)の書類に基づいて記載すること。

また、欄が不足する場合は、以下の表に記載すること。

No.	続柄	職業	氏名	所得金額
10				円
11				円
12				円
13				円
14				円
15				円

※ 申請書で提出していただいた個人情報は、補助金交付に係る業務以外には使用しません。また、本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。

誓約書兼同意書

私は、学びの変革のための1人1台端末実現事業タブレット端末等購入支援に係る補助金交付要綱第6条の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、次のことを誓約及び同意します。(□欄にチェックしてください。)

【誓約・同意事項】

- 申請内容に虚偽や不正はありません。
- 本補助金の申請に当たって提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- 補助対象として申請する経費に対して、国・県・市町村及び各種支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けません。
- 本補助金で購入したタブレット端末等を転売しません。
- 上記の誓約事項に反する事実が判明した場合には、交付を受けた補助金を速やかに返還することに同意します。

年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

住所

氏名

(第3号様式)

口座振替による支払申出書 [債権者登録(変更)申請書]

福島県財務

【タブレット端末等購入支援に係る補助金用】

執行機関名	高校教育課
高校名	高等学校
決定番号	

処理区分
1.新規登録 2.変更

債権者コード	-
--------	---

注：個人名又は法人名を記入してください

フリガナ

氏名 1

会社区分

住所コード

郵便番号

注：郡県市・区市町村・大字・町・字・丁目(県庁所在地の場合は区市町村まで)を記入してください

都道府県名 (〇〇県)

市・郡町・郡村名 (〇〇市、〇郡〇町、〇郡〇村)

大字・通称名・町・字・丁目等 (〇〇町一丁目)
※県外は記入しない(大字以下は下の枠地以下に記入)
※丁目については四丁目のように漢数字で記入

フリガナ

住所

注：番地を記入してください(県外の場合は大字以下の住所を記入願います)

フリガナ

番地

注：ビル名、アパート名等を記入してください

フリガナ

方番

注：市外局番から記入してください

電話番号

支払方法(1~5のいずれか1つを記入してください)

1.口座振替 2.隣地私(支店) 3.隣地私(他店) 4.隣地私(郵便局) 5.支払証

金融機関名

店名

金融機関コード

預金種別(1、2、9のいずれか1つを記入してください)

1.普通預金 2.当座預金 9.別段・別口

口座名義人(フリガナ)

住所

氏名

電話番号

福島県知事

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

(第4号様式)

福島県教育委員会教育長指令教高第〇〇〇〇号

申請者（保護者等） 住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付申請のあった下記の生徒に対する学びの変革のための1人1台端末実現事業タブレット端末等購入支援に係る補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び学びの変革のための1人1台端末実現事業タブレット端末等購入支援に係る補助金交付要綱に基づき、金〇〇, 〇〇〇円に額を確定し、交付します。

記

高等学校名	学科	学年	組	生徒氏名
〇〇〇〇	〇〇	〇	〇	〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県教育委員会教育長 〇〇 〇〇

(第5号様式)

記号・番号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者（保護者等）〇〇〇〇様

福島県教育委員会教育長

学びの変革のための1人1台端末実現事業タブレット端末等購入支援に
係る補助金交付について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありましたタブレット端末等購入支援に係る補助金
については、下記の理由により交付いたしません。

記

(第6号様式)

学びの変革のための1人1台端末実現事業
タブレット端末等購入支援に係る補助金交付申請書兼概算払請求書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

申請者（保護者等） 氏 名

住 所

電話番号

県立高等学校生徒を対象としたタブレット端末等購入支援に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請し、概算払いによる支払を請求します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

記

1 対象生徒

学 校 名	福島県立	高 等 学 校	学 科 名	科
学年・組	第 学年・ 組	生年月日	年 月 日	
生徒氏名				

2 要件の確認

要件を確認し、該当していれば確認欄に○を記入。

※ 概算払いによる支払を受けるためには（1）及び（2）の要件を満たすことが必要です。

	要件内容	確認欄 (○を記入)
(1)	高等学校の学習活動で利用するタブレット端末として県の推奨機を購入します。	
(2)	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯です。	

3 交付申請金額（概算払請求金額）

金 _____ 円

4 世帯人員（世帯人員の全てについて記載すること）

No.	続柄	職業（校種）	氏 名
1	生徒本人		
2			
3			
4			
5			
6			
7			

注1 この様式は、タブレット端末等購入支援に係る補助金の交付を申請し、概算払いによる支払を請求する場合に、生徒1人につき1部提出すること。

注2 この様式には次の書類を添付すること。

- (1) 生活保護受給証明書又はその写し（申請時が受給期間であることがわかるもの）
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 口座振替による支払申出書〔債権者登録(変更)申請書〕
- (4) 通帳の写し（口座番号、名義等が確認できるもの）

注3 「4 世帯人員」について欄が不足する場合は、以下の表に記載すること。

No.	続柄	職業（校種）	氏名
8			
9			
10			
11			

※ 申請書で提出していただいた個人情報は、補助金交付に係る業務以外には使用しません。また、本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。

(第7号様式)

学びの変革のための1人1台端末実現事業
タブレット端末等購入支援に係る完了報告書兼実績報告書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

申請者（保護者等） 氏 名

住 所

電話番号

県立高等学校生徒を対象としたタブレット端末等購入支援補助金交付に係る事業の完了及び実績について下記のとおり報告します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

記

1 対象生徒

学 校 名	福島県立	高等学校	学 科 名	科
学年・組	第 学年・	組	生徒氏名	

2 概算払による金額

金 _____ 円

3 端末の購入価格（実績額）

金 _____ 円

注1 この様式は、タブレット端末等購入支援に係る補助金の概算払による交付を受けた場合に、生徒1人につき1部提出すること。

注2 この様式には次の書類を添付すること。

(1) 納入時に届いた推奨機の領収書

(第8号様式)

福島県教育委員会教育長指令教高第〇〇〇〇号

申請者（保護者等） 住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付申請のあった下記の生徒に対する学びの変革のための1人1台端末実現事業タブレット端末等購入支援に係る補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び学びの変革のための1人1台端末実現事業タブレット端末等購入支援に係る補助金交付要綱に基づき、金〇〇, 〇〇〇円を交付します。

記

高等学校名	学科	学年	組	生徒氏名
〇〇〇〇	〇〇	〇	〇	〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県教育委員会教育長 〇〇 〇〇